

5 人権教育・啓発リーフレット

～熊本県教育委員会ホームページよりダウンロードできます～

配付の希望があれば、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】熊本県教育庁人権同和教育課 096-333-2702

気づく・考える・行動する

保護者として
 子育ての中で子ども
 の人権を尊重する。
 ・子どもの思いや意見も
 聞いていますか。
 ・子どものお悩みを
 見つけていますか。

地域の一人として
 多様な研修で学び合う。
 ・自分の役割について
 考えていますか。
 ・自分の意見を
 出していますか。

一人の人間として
 日常生活の中で、自分
 の人権意識を高める。
 ・迷いや困難に
 こだわって
 いませんか。
 ・相手の立場に立って
 考えることが
 できますか。

人権尊重のまちづくり
 —今できることは—

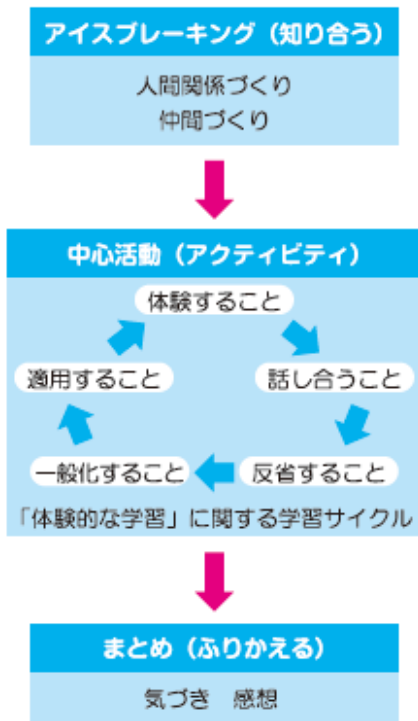
熊本県人権センター
 (熊本県庁新館2階)

県の人権教育・啓発の拠点として「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき、様々な人権問題の解決に向けて、人権意識を高めるための活動に取り組んでいます。

○主な活動
 広報・啓発、人材育成、情報提供、相談など

☎096-333-2299

参加体験型学習の進め方の例



- 参加体験型学習の場 設定例**
- 認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における保護者会、PTA研修等
 - 市町村における人権に関する研修会、学級・講座等

心豊かな社会を目指して
 —人権尊重のまちづくり—



熊本県教育委員会

県民一人ひとりに人権の意義や人権尊重の意識が根付き
 すべての人々の基本的人権が尊重・保障され
 だれもが幸せに安心して自分らしく生きることができる社会
 となすためには
 あなた自身の力が必要で
 「人権尊重のまち」を築き上げていきましょう



©2010 熊本県 くまモン

差別のない、明るい社会をつくりましょう。

〒862-8609(教育庁専用郵便番号)
 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 TEL: 096-333-2702
 FAX: 096-387-1455

発行所：熊本県教育委員会
 印刷所：熊本県印刷局
 発行年：平成27年度

出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、その個性を全面的に開花させることを目指します。

これからの人生を二人で築き合う。

結婚

自分の能力や適性を社会に生かす。

就職



成年期以降(学校卒業後～)

人権への配慮がその態度や行動に現れるように人権感覚を磨きます。

青少年期(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)

人権尊重に対する豊かな感性や、主体的に問題解決に取り組もうとする態度、実践力を育てます。

幼児期(出生～小学校入学)

人やもの、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、人権を大切にする心を育てます。

障害のある人もない人も共に生きる
熊本づくり条例

障がいのある人に対する不利益な取扱いや、障がいのある人の社会参加を防げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮に関する問題を、相談活動を通じて解消し、すべての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

(平成23年7月公布)

熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例

愛し合い、将来を誓った二人が、ある日突然引き裂かれたら…
学校を卒業し、これから自分の力で新しい生活を始めようと希望に胸をふくらませていた若者が就職の機会が奪われたら…
絶対許されないことですが、結婚相手や就職希望者の居住地・出身地が同和地区(歴史的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域:本条例第1条)であるかどうかを調べる事例が起こっています。
私たちみんなの力で、部落差別につながる調査行為などの発生を防ぎ、差別のない明るい社会を築かなければなりません。

(平成7年3月公布)



日常生活の中で



健やかな体づくり



豊かな感性

熊本県いじめ防止基本方針

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要です。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心(人をいじめたい気持ち)やいじめへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものです。

(平成25年12月策定、平成28年2月改定)
※一部抜粋「いじめの防止等に関する基本的考え方」

くまもと家庭教育支援条例

各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていく必要があります。
子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指し、この条例を制定しました。

(平成24年12月公布)

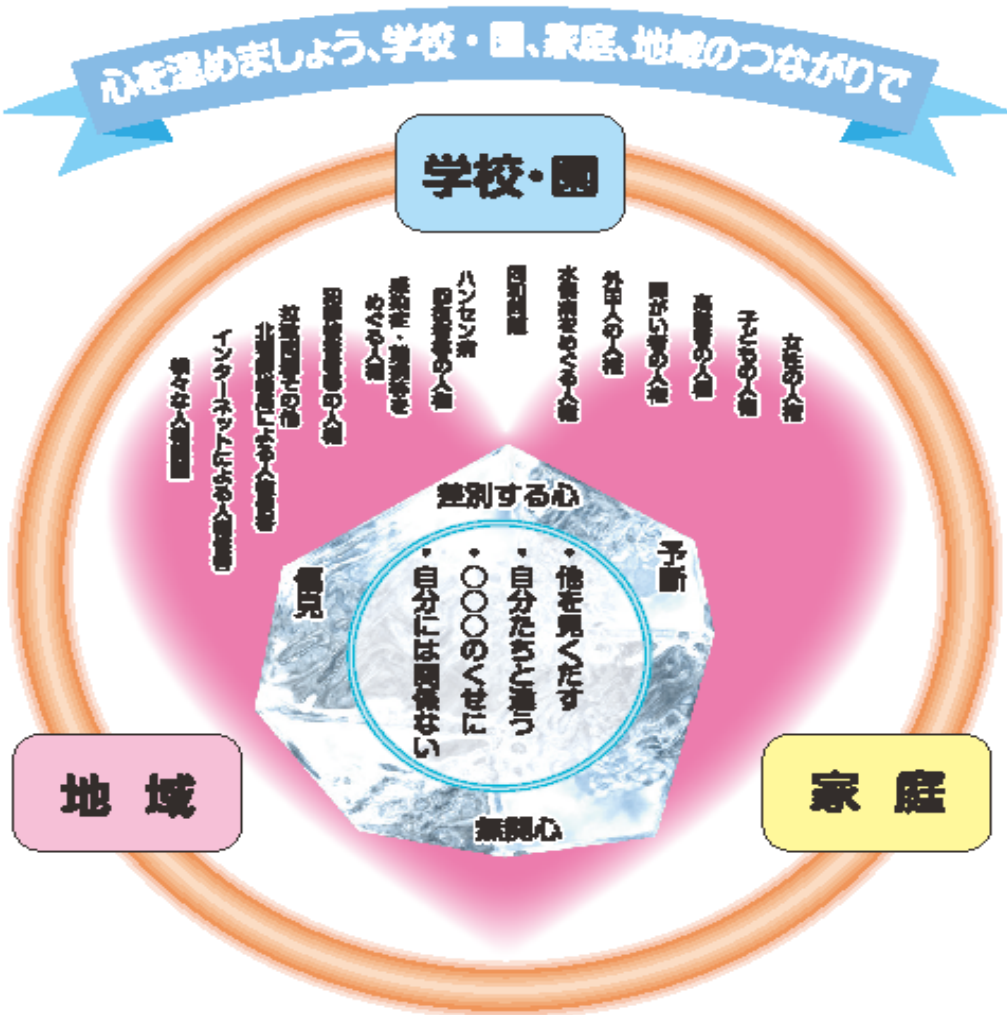
熊本県子ども輝き条例

子どもは地域の宝であり、私たちの未来です。すべての子どもが健やかに育つことは、私たちの願いです。
県民みんなで子どもの育ちを支え、すべての子どもが、いつも生き生きと輝く熊本の実現を目指し、この条例を制定しました。

(平成19年10月公布)

自分の心を見つめしてみませんか？

私たちの身の回りにはある様々な人権問題について



人権問題「つながる冷たい心」を氷に加えてみました。氷の角溶った部分は、人権問題の「こころ」の現象に「こころ」が「氷」です。そればかりの角溶った部分を取り取る努力が、とても大切なことです。しかし、角溶いた部分を凍り取らなければ、根本的に人権問題を解決できません。

様々な人権問題の背後には、氷の塊の中核にある「他者への偏見」「自分だけが正義のICEBERGモデル」の「自分」が原因です。氷の塊は想像をたくわえてください。

この氷の塊を溶かすためには、自分を入れ込むとともに、人と人とのつながりの熱や温もりを体験する。他者の人を入れ込む「心」の温度を上げることが大切です。

心の温度を上げるためには、毎日の生活の中で、人としての在り方や生き方を学びながら、豊かな心を育て、人権意識を高めることが大切です。

様々な人権問題について、人権問題の背景や様々な人権問題を解決するための取組や人権意識の醸成について